

2022年12月5日  
株式会社ACSL

## ACSL、レベル4対応の無人航空機の第一種型式認証申請を実施

- 航空法等の一部を改正する法律が12月5日より施行され、無人航空機（ドローン）の型式認証制度が開始
- ACSLは、レベル4（有人地帯での目視外飛行）に対応したドローンの第一種型式認証申請を実施
- レベル4飛行が可能となったことでドローンの利活用の場面が拡大するため、ACSLは、今後より多くの市場開拓に取り組んでいく

株式会社ACSL（本社：東京都江戸川区、代表取締役社長：鷲谷聰之、以下、ACSL）は、本日より開始された無人航空機（ドローン）の型式認証制度において、第一種型式認証申請を実施しましたので、お知らせします。審査対象は物流用ドローンで、本日より型式認証プロセスを開始いたします。

ACSLは、中期経営方針「ACSL Accelerate FY22」の中で、4つの用途特化型機体の量産化と社会実装を事業戦略の1つとして掲げています。物流用ドローンは用途特化型機体の1つであり、第一種型式認証が交付された際には、レベル4（有人地帯における目視外飛行）相当の飛行が可能となることで、より利活用の場面が拡大するものと期待されます。

ACSLは物流用ドローンの社会実装を推進し、多くの人々が利活用できる社会を目指すため、型式認証プロセスに取り組んでまいります。



第一種型式認証申請するレベル4対応ドローン

### ■無人航空機の型式認証制度について

型式認証制度とは、国土交通省が航空法に基づき、特定飛行に資することを目的とする型式の無人航空機の強度、構造及び性能について、設計及び製造過程が安全基準及び均一性基準に適合するか検査し、安全性と均一性を確保するための認証制度です。2022年12月5日より開始されました。

## ■代表取締役社長 鶴谷 聰之 コメント

ACS Lは、2018年に航空法が改正された際に、日本郵便様と一緒に日本で初めてレベル3飛行（補助者なし目視外飛行）に挑戦し、実現しました。今ではレベル3飛行での実証実験が当たり前に実施されるようになっています。

そして本日、航空法等の一部を改正する法律が施行され、有人地帯での目視外飛行（レベル4）が可能となり、本当の意味で生活者がドローンを身近に利活用できる規制が整備されました。これは、まさに「ドローン元年」と言える大きな変革であり、この規制整備により、ドローンは物流、インフラ点検、災害対応など、あらゆる分野でさらに普及していくものと考えております。

ACS Lは、新たな市場を創っていくこと、そしてドローン業界をリードしていくことが使命であると考えており、レベル4飛行が可能なドローンの開発に挑戦しています。本日、その第1歩となる第一種型式認証申請を行いました。今後型式認証プロセスを進めていくうえで、国土交通省様やあらゆる関係者の皆様にサポートいただきながら型式認証取得を目指してまいります。

ACS Lは、社会インフラに革命を起こし、重労働で危険な業務を無人化していくという目標を実現するため、これからも安全、安心なドローンを開発し提供してまいります。

【株式会社ACS Lについて】 <https://www.acsl.co.jp/>

ACS Lは、産業分野における既存業務の省人化・無人化を実現すべく、国産の産業用ドローンの開発を行っており、特に、画像処理・AIのエッジコンピューティング技術を搭載した最先端の自律制御技術と、同技術が搭載された産業用ドローンを提供しています。既にインフラ点検や郵便・物流、防災などの様々な分野で採用されています。

【このニュースリリースへのメディアからのお問い合わせ】

株式会社ACS L 担当：廣嶋（ひろしま）

Tel: 03-6661-3870 Email: [sales@acsl.co.jp](mailto:sales@acsl.co.jp)

以上